

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ベトナム国オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査（補完）（QCBS-ランプサム型）【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ベトナム国オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査（補完）（QCBS-ランプサム型）【有償勘定技術支援】

調達管理番号：24a00713

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月6日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査（補完）（QCBS-ランプサム型）【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年1月～2025年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった案を提示することを認めます。ただし、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約について、具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2025年6月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 12日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 11月 13日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 18日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 11月 22日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年 12月 6日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- 特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/m1r77CPAGi>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1)

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
 - 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
 - プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
 - 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
 - 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を

参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	本業務の一環として実施することができる脱炭素化に向けた活動	第2章第4条(8)
2	再委託を想定する環境社会配慮関連調査の細目	第2章第6条

【2】 特記仕様書(案)

この特記仕様書(案)は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」もしくは「JICA」)が実施する「オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業」(別紙1参照)に係る補完調査に関する業務の内容を示すものである。(本件受注者は、この業務仕様書(案)に基づき本件業務を実施します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第2条 業務の背景」及び「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての検討に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景 (別紙1を参照のこと)

JICAは、ベトナム政府の要請に基づきオモン3コンバインドサイクル発電所建設事業(以下「本事業」)に係る協力準備調査を2011年12月~2012年6月にかけて実施済である。その結果を踏まえ、円借款審査を実施し、2013年3月に日本政府とベトナム政府との間で交換公文が締結されている。しかし、その後本事業に係るベトナム政府の意思決定が延期されたことにより円借款貸付契約(以下「L/A」)調印手続きが中断していた。

ベトナム政府の意思決定が延期された主な要因は、発電所への燃料供給元として想定されるブロックBガス田開発計画の後倒しであったが、ベトナム政府は2024年3月に同ガス田開発の最終投資決定を行った。この間にベトナム電力公社(以下「EVN」)は本事業の発電容量を円借款審査時の750MWから1,050MW±10%に増加させる等、一部事業計画を変更した上で、2022年8月に修正事業計画(Pre-FS)を作成している。

これに加え、当初事業実施機関として想定されていたEVNの財務状況等が問題となり、ベトナム政府は、ベトナム石油・ガス公社(以下「PVN」)に実施機関を移管することを、

2023年6月の首相決定及びそれに基づくカントー市人民委員会による実施機関移管に関する再度の修正事業計画（Pre-F/S）によって承認した。2024年8月にはベトナム政府によるProject Proposalが承認され、PVNを事業実施機関として、本事業を円借款の借入れにより実施する意向がベトナム政府から日本政府に対して示された。

上記の変更点と共に、過去の協力準備調査及び審査からは既に10年以上経過しているため、ベトナム電力開発計画、エネルギー政策及び需給動向、電源・燃料開発の状況など事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、PVNが作成中の最新の事業計画（F/S）の妥当性を改めて確認・検討する必要がある。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）本調査の位置づけ

- 「第2条 業務の背景」に記載のとおり、今次調査は協力準備調査の補完的役割を担うものであり、新規に発電所の設計を行うものではない。
- 750MWから1,050MW±10%への発電容量の増大は、事業費、環境への影響、送配電能力に変化を与えることが見込まれるため、それらの影響を適切に反映した最新の事業計画（F/S）となっているかを確認することを主眼とする。
- 当初事業計画と最新の事業計画（F/S）の変更がない項目においても、10年以上の間にベトナムの開発計画や政策方針、或いは需給環境等の変化が生じており、当初事業計画の修正が必要となる可能性がある。当初事業計画を所与のものとしてせず、経過期間における環境変化を十分に検討した上、最新の事業計画（F/S）の妥当性を確認する。
- 現在本事業の実施機関であるPVNが作成中の最新のF/Sも併せて確認を行い、本業務における調査内容との整合性を測りながら検討内容を取りまとめる。

（2）円借款事業としての最新計画の確認・検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に係る2012年協力準備調査時点で想定されていた事業計画から最新の事業計画（F/S）で変更されている内容を確認し、事業全体の再積算を含め、最新の事業計画（F/S）をレビューしたもので、JICAが本事業に係る円借款の検討のための資料として用いる。
- 今次調査は協力準備調査の補完的役割を担うものであり、発電容量の増加等を除き新規に発電所の設計を行うものではない。
- 本業務で取りまとめる事業内容の計画策定においては、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- JICAによる事業の検討の結果、対象事業の内容が本業務の結果と一部異なる可能性があるため、相手国関係者に対しては、本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。

- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時報告すること。
- 相手国政府・実施機関への調査結果の説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

(3) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- 円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - (ア) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - (イ) コンサルティング・サービスの TOR

(ウ) 事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

(エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(4) 円借款事業としての最新計画の確認・検討における重点項目

➤ 本業務の成果が円借款事業の検討のための資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 適用される技術基準
- ② 施工計画
- ③ 調達計画
- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮

(5) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(6) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)

- ベトナム国オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査（2012年）
- オモン火力発電所メコンデルタ送変電網建設事業（第一期～第四期）
- オモン火力発電所2号機建設事業
- EVN実施Pre-F/S（2022年）

（7）本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ等

（8）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- 本業務では以下の点に留意する。
- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
 - 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
 - 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
 - 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
 - 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

（9）現地調査

- 現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。

（10）環境社会配慮

- 「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる火力発電セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 更新環境アセスメント報告書（更新 EIA）の作成支援及び住民移転計画（RAP）のモニタリング結果に係るレビュー・検討を行う。
- 派生的・二次的な影響、累積的影響が予想される周辺事業・施設、不可分一体事業としてオモン 1、2、4、ブロック B ガス田、ガスパイプライン、送電施設等が該当する可能性があり、これら影響についても検討を行う。
- 環境社会配慮助言委員会第 23 回全体会合（2012 年 4 月 9 日）で確定したドラフト・ファイナル・レポートに対する助言を更新 EIA（案）等に合理的な範囲で反映する必要がある。
- 環境社会配慮助言委員会第 25 回全体会合（2012 年 5 月 11 日）で説明された環境レビュー方針を原則として更新の上で踏襲する必要がある。
- 上記の環境社会配慮助言委員会の議論に留意して検討を行い、更新 EIA（案）等への反映が難しいものについては、その理由を記載したうえで対案を検討すること。
- 環境社会配慮助言委員会への対応（助言 2 番「当初計画よりガスタービン出力が増加する場合における、補足 EIA 報告書や許認可の取り扱いについて報告書にて整理しておくこと。このような対応により再アセスや EIA 報告書の大幅な修正が生じる場合には、助言委員会への報告を検討すること。」（2012 年 4 月 9 日）に基づく報告等。）に向けて必要な資料の作成、支援を行う。

（1 1）相手国関係機関との調整

本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関及び関係する所管省庁に加え、調査対象に関連する計画、法令、制度を所掌する中央省庁や調査対象地域の地方市省の関与も重要である。調査を実施するにあたりベトナム政府関係機関の意向をヒアリングし、調査結果に繋げる必要があること、法制度や既存の計画等の情報をベトナム政府関係機関から入手する必要があることから、適宜、必要な機関とコミュニケーションをとり、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートなどのタイミングでベトナム政府関係機関に対し報告を行うこと。
- アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICA からベトナム政府関係機関へレターを发出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前に JICA へ相談すること。

第 4 条 業務の内容

（1）業務計画書の作成・提出

- ① 関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法

及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。業務計画書の作成においては、本事業に関する最新の修正事業計画（Pre-F/S）及びベトナム国内で実施機関が作成中の最新の事業計画（F/S）を確認すると共に、2012年協力準備調査実施時の事業計画との差異を比較検討し、本事業に関連する事業投資計画の修正・承認状況を確認した上で、本調査を通じて重点的に確認すべき項目等を反映する。

② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。特に、現在の化石燃料エネルギーに係るベトナム政府方針における本事業の位置づけを確認する。

- 相手国における電力セクターの現状の課題、需給状況及び地域ごとの傾向
- 相手国におけるエネルギートランジションの現況及び化石燃料の位置づけ
- 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画（PDP8等）における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向

② 併せて、ベトナムにおける「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」に関するベトナム政府の取組状況及び英国・欧州を中心とした支援方針について、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」に関するベトナム政府の取り組み状況及び日本を中心とした支援方針について情報収集・分析する。

③ 上記①②を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（4）オモン1火力発電所（1号機・2号機）の再稼働に向けた進捗状況の確認及び課題の検討

➤ 本事業サイトに隣接するオモン1火力発電所（1号機・2号機）は、円借款を通じて建設され、GENCO2により管理・運営されており、燃料供給元となるガス田開発が未了である為、一時的に重油を燃料としていたが、2020年以降は需給動向を踏まえ、稼働停止となっている。かかる状況を踏まえ、同施設の現状を確認し、最新のガス供給見通しやエネルギートランジション政策における位置づけを踏まえて、同施設を再稼働させるに

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

あたり必要な点検・補修、試運転に向けた進捗状況や課題を確認し、ベトナム政府に対する提言を作成する。

(5) 自然条件調査、現地条件調査等

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するために必要な気象・地形・地質等に関する自然条件調査、現地条件調査等を行う。なお、本事業は2012年に協力準備調査を実施済みであり、同調査内で既に自然条件調査は実施済みであるところ、更新が必要な事項を確認したうえで、補完的に調査を行う。特に以下の項目については、更新が必要となる可能性が高い。

- 気候条件（月間降雨量等）
- 汚染対策関連項目（大気質、水質、土壌汚染等）

(6) 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、既存のEIA(2020年7月作成)をレビューし、必要な更新を提案する。EIAの更新においては、世界銀行 Operation Policy・アジア開発銀行セーフガードポリシーに記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。また、その検討に当たっては、既存事業(オモン1)に加え、累積的影響(オモン2, 4等)と不可分一体事業(ブロックBガス田、ガスパイプライン、送電施設等が該当する可能性がある。)に留意すること。更新の結果必要と認められる場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、相手国等と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案の作成を支援する。なお、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023年5月)」に基づくこととする。特に既存EIA(2020年7月作成)ではベトナム電力公社だった実施機関がPVNに引き継がれていることに留意し、実施体制を確認すると共に必要に応じて環境管理計画、環境モニタリング計画等に対する理解を促進すること。

ロ) EIAに必要な項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

A) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- 2) 「JICA 環境社会ガイドライン」及びアジア開発銀行セーフガードポリシーとの乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割

- B) 代替案（事業を実施しない案、他の発電モダルの比較を含む）の初期的な比較検討
 - C) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法 について決定すること)の実施
 - D) ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。) 既存のデータが古い場合はデータの更新を行う。また、すでに供用しているオモン1等の施設で環境基準が満たされているか留意すること。
 - E) 影響の予測(基本的に定量的な予測を含む。)
 - F) 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。)
 - G) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
 - H) 環境管理計画・モニタリング計画(実施機関の変更に伴う実施体制の確認、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成
 - I) 予算、財源、実施体制の明確化(実施機関の変更も考慮すること。)
 - J) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者（例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。)、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)
 - K) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、 供用段階における排出量推計
- 注：上記、D)～H)は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

ハ) EIA のレビュー結果及び更新・提案内容については、本調査報告書内の環境社会配慮該当箇所に記述する。

二) 用地取得・住民移転結果のレビュー

「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、既存の RAP 及びモニタリング結果のレビューを行う。RAP 及びモニタリング結果のレビューにおいては、世界銀行 ESS5 Annex 1 ・アジア開発銀行セーフガードポリシーに記載ある内容、RAP の内容並びにモニタリング結果を通じて確認される実施結果の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対策を提案する。不足している記載や内容については、追加の調査(データの更新を含む)を行う。具体的な手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。調査結果については、カテゴリ B 執筆要領（2023 年 5 月）にモニタリング結果・乖離があった場合は、乖離を埋めるために必要な対策を記載すること。具体的な調査項目には少なくとも以下を含むこと。

(1) 実際に移転された PAPs の規模、ADB Due Diligence Report との乖離

- (2) 補償の支払いの実施実績
- (3) 生計回復支援の実施実績
- (4) 苦情処理メカニズムの実施実績・過去にあった苦情への対応実績
- (5) 合理的な範囲で追跡が可能な移転住民の現在の生計回復状況

ホ) 環境社会配慮助言委員会への報告支援

助言委員会第 23 回全体会合（2012 年 4 月 9 日）で示された助言 2 番「当初計画よりガスタービン出力が増加する場合における、補足 EIA 報告書や許認可の取り扱いについて報告書にて整理しておくこと。このような対応により再アセスや EIA 報告書の大幅な修正が生じる場合には、助言委員会への報告を検討すること。」で求められる助言委員会に対する報告に向けて必要な資料の作成、支援を行う。

(7) JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「パリ協定に整合する形で実施する」との目標との関係において、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ① 「国の決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか
 - 本事業で使用される技術がベトナムの NDC において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
 - また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。
- ② 脱炭素化ロードマップ・パスウェイとの整合性
 - 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた電力セクターの道筋（パスウェイ）を描くベトナム政府が策定したロードマップの有無を確認する。そのようなロードマップが存在しない場合には、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5 度目標達成に向けた電力セクターの道筋（パスウェイ）を確認する。なお、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5 度目標達成に向けた電力セクターの道筋（パスウェイ）については、可能な限り、ベトナムや東南アジア、新興・開発地域の道筋など、同国の道筋と関連性が高いものを使用する。
 - 本事業の特性が上述の脱炭素化ロードマップ・パスウェイと整合するかを確認する。具体的には、脱炭素化ロードマップ・パスウェイで掲げる炭素集約度の推移と本事業の炭素集約度の推移、又は排出量の総量の比較を行う。また、本事業の道筋が整合しない場合には、ベトナムの電力セクター全体の脱炭素化に向けた道筋が、本事業によって阻害されるものでないかを検討する。
- ③ カーボン・ロックイン（ロックイン効果）の確認
 - 本事業が近い将来に炭素集約的運用から低炭素型の運用に移行する可能性があるか、移行の可能性が阻まれていないかを確認する。例えば、以下の観点で検討する。
 - 事業のビジネス上の特性：低炭素型の代替手段が実現可能になった場合でも、

そのような手段への切り替えが起こらないリスクが事業構造・契約上ないかを確認する。例えば、本事業におけるガス受け入れの条件（契約年数等）や水素を含む代替燃料への移行や CCUS 等の排出削減措置の付加が事業の仕様（スペック）上で技術的に可能かを確認する。

- 電力セクターの市場構造の特性：電力セクターでの規制や市場構造が、低炭素技術への切り替えが遅延するインセンティブを本事業が生み出さないかを確認する。
- 当該プロジェクトの背景事情：2050年のカーボンニュートラル達成に加えて、ベトナム政府や実施機関、運営主体等が脱炭素化に向けたコミットメントや計画を有しているか等の背景事情を確認し、定性的に本事業がどのような位置づけとなる見込みかを確認する。

④ その他

（22）の定量的効果の内部収益率（IRR）の評価のうち経済的内部収益率（EIRR）に関して、温室効果ガス排出を炭素価格に基づき費用に算入した上での算出を感度分析の一つとして実施することを検討する。

（8）ベトナムにおける脱炭素化に向けた活動の検討

ベトナム国内及び世界的な潮流に鑑み、本業務においてベトナム政府がかかげる2050年のカーボンニュートラル達成に資する活動に対する支援を検討することが望ましい。当該セクターにおけるカーボンニュートラルに向けた状況を分析した上で、①本業務の一環として実施することができる活動⁵及び②長期的な取り組みとして必要な提言を報告書にまとめる。なお、①本業務の一環として実施することができる活動については、契約変更の上、実施することも検討する。

（9）ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査

⁵ プロポーザルにおいて、①本業務の一環として実施できることができる活動（例：脱炭素技術、新エネルギー導入、エナジートランジションに関するワークショップまたは研修等）の提案を求める。

し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

(10) 代替案の検討

- 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、他発電モジュール及び、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

(11) 事業実施計画の確認・検討

- 本事業に係る最新の Pre-FS 及び作成中の FS をレビューし、2012 年協力準備調査結果との相違、特に新たな事業実施上の留意点等が生じていないかを確認する。レビューのポイントは以下を想定しているが、これに限らない。
- 必要に応じ本事業が位置する、オモンコンプレックス他発電施設（オモン 2, 4 等）の情報も収集を行い、本事業との関係を確認する。特に共用設備・施設に関する公示（本事業での建設範囲や施工費用等）及び責任範囲については明確化する。
 - ① 施設計画（発電所、送配電網、変電施設、土木工事含む）
 - ② 電力系統計画の確認（系統解析含む）
 - ③ 施工計画
 - ④ 実施スケジュール
 - ⑤ 調達計画（事業スコープ、パッケージ案、技術要件の確認・検討含む）
 - ⑥ 燃料調達計画（ガス田開発、燃料供給の現状及び見通し含む）
 - ⑦ 概略設計・事業費積算
 - ⑧ 経済分析
 - ⑨ 運営維持管理体制（財務・人員・技術面を含む）
 - ⑩ 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画
 - ⑪ 運用効果指標の検討
 - ⑫ 自然条件調査（気象、地形、地質など）の確認
 - ⑬ 温室効果ガス排出削減量の算出
 - ⑭ 施工安全対策

(12) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

本事業において導入される設備に係る本邦企業の優位性を確認すると共に、その費用水準とベトナムにおいて一般に利用される技術水準、他国企業の動向等を勘案した上で、本邦技術活用可能性の有無を検討する。

(13) 事業費の積算

- ベトナム国内における事業費積算の考え方及び積算の前提条件を確認すると共に、最新の事業計画(F/S)における事業費が最新のインフレ率や市場価格を反映して適切に設定されているかを確認し、事業費の変動リスクの分析を行った上で、積算の妥当性及び積算の前提の変化を確認できるよう報告書に明記する。
- 事業費について、本事業に係る最新の Pre-FS 及び作成中の FS をレビューし、2012年協力準備調査結果との相違、特に新たな事業実施上の留意点等が生じていないかを確認する。なお、報告書には事業費の総表(積算総括表)のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

(キ) その他 1 (融資非適格項目)

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他 2 (融資非適格項目※)

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。
- ③ 積算総括表の作成
- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。
- ④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理
- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）⁶、諸経費⁷（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。
- ⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討
- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。
- ⑥ 類似事業との事業費等の比較
- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（14）調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 調達計画に関して、本事業に係る最新の Pre-FS 及び作成中の FS をレビューし、2012 年協力準備調査結果との相違、特に新たな事業実施上の留意点等を確認する。
- レビュー結果を踏まえ、調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容につい

⁶ 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）については、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

⁷ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

ては報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ① 相手国における当該類似事業の調達事情
 - 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
 - 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- ② 入札方法、契約条件の設定
 - 調達方式
 - 契約約款
 - 契約条件書等の設定の基本方針
 - 適用する標準入札書類等
- ③ コンサルタントの選定方法案
 - International Consultants の採否
 - ショートリストの策定方法
 - コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- ④ コントラクターの選定方針案
 - PQ 条件の設定
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（15）燃料供給の見通し

- 本事業への燃料供給の見通しは、事業完成後の適切な運用、開発効果発現に重要な影響を与えるところ、ベトナムのガス田開発計画及び燃料供給元となるガス田開発の状況・見通しに加えて、ガス田開発事業者との調整状況や供給が滞った場合の代替燃料の調達手段を含めた PVN の燃料調達計画を具体的に確認し、長期安定した施設運用が可能な計画となっているかを確認する。

（16）事業実施体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

- ① 実施機関の体制（組織面）
 - 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。
- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
 - PVN については ODA による発電所建設は初めてであるため、同社の財務基盤・収益構造や財務健全性にかかる分析を行う。
 - 本事業の開業時期（ガス受入れタイミング）による同社の財務基盤への影響等を

含めて、全体事業計画における財務・経済的妥当性について検討を行う。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（17）運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

➤ 以下の項目について、本事業に係る最新の Pre-FS 及び作成中の FS をレビューし、2012 年協力準備調査結果との相違、特に新たな事業実施上の留意点等を確認する。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（18）実施機関負担事項の整理

➤ 以下の項目について、本事業に係る最新の Pre-FS 及び作成中の FS をレビューし、2012 年協力準備調査結果との相違、特に新たな事業実施上の留意点等を確認する。

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要なとなる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
 - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
 - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（19）免税措置の調査

- 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、現時点における本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（20）本事業実施に当たっての留意事項の整理

- 本業務では以下のとおり対応を行う。
 - 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
 - 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素（2024年1月に施行した新調達法等）
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - 感染症対策（COVID19、HIV等）
 - 軍事利用の回避 等

（21）コンサルティング・サービスの更新・提案。

- 本業務では以下のとおり対応を行う。
 - 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・

サービスの内容とその規模⁸について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。

- 検討内容を反映し、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

（２２）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

● 内部収益率（IRR）

- 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
 - 経済的内部収益率（EIRR）に関して、温室効果ガス排出を炭素価格に基づき費用に算入した上での算出を感度分析の一つとして実施することを検討する。
- 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

● 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - 最大出力（MW）
 - 設備利用率（％）
 - 稼働率（％）
 - 所内率（％）
 - 発電端熱効率（％）

⁸ 規模は「業務人月」とする。

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。（南部地域における安定的な電力供給、地域住民の生活向上、エネルギートランジションへの貢献、南部地域の経済成長の促進等）

(23) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等⁹を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(24) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	

⁹ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月後	日本語 英語 越語	電子データ	
インテリム・レポート	ベトナム側で作成中の FS の熟度を踏まえ、業務計画書において発注者と合意する。	日本語 英語 越語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	ベトナム側で作成中の FS の熟度を踏まえ、業務計画書において発注者と合意する。	日本語 英語 越語	電子データ	
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品) ※CD-ROM にはデジタル 画像集を含む	契約履行期限末日	日本語 英語 越語	製本	10 部
				10 部
		日本語	CD-ROM	10 部
				3 部
その他の提出物	契約履行期限末日	別途指定	別途指定	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画を記す。PPT で代替可
- ② 環境社会配慮部分：上記第 4 条（6）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

(3) インテリム・レポート

- ① 記載事項：この時点での調査結果の全体成果
- ② 特記事項：10 ページ程度の要約を巻頭を含めること。調査地域鳥観図等を含めること。
提出時期については、2012 年時の協力準備調査で収集済の情報やベトナム側で作成中の FS の熟度を踏まえ、業務計画書において発注者と合意する。

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 記載事項：調査結果の全体成果
- ② 特記事項：10 ページ程度の要約を巻頭を含めること。調査地域鳥観図等を含めること。
提出時期については、2012 年時の協力準備調査で収集済の情報やベトナム側で作成中の FS の熟度を踏まえ、業務計画書において発注者と合意する。

(5) ファイナル・レポート

- ① 記載事項：調査結果の全体成果
- ② 特記事項：10 ページ程度の要約を巻頭に含めること。調査地域鳥観図等を含むこと。

(6) その他の提出物

- ① 本調査を通じて入手、作成、記録した地図、データ、写真等をデジタル画像集として収録し提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの状況が明確に把握できるものとし、キャプションや情報の出所を付す。提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成・添付し、JICA に提出する。これらの著作権については JICA に帰属するものとし、JICA は広報素材としての用途を含め各種媒体への活用を想定している。
- ② 本調査を通じて収集・作成した資料及びデータを項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、JICA に提出する。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

現地再委託の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2024年10月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して現地において適切な監督、指示を行うこと。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮関連調査	本事業の内容を考慮の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、手法、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。 ¹⁰	一式	定額計上

第7条 機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について

¹⁰ 第2章第4条(6)「環境社会配慮」に記載の事項を考慮し、プロポーザルにて、再委託契約内で実施することが想定される、必要な調査の細目（具体的な調査の方法、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。

て理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

「オモン 3 コンバインドサイクル発電所建設事業 (I)」

案件概要

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：カントー市オモン群
- (3) 案件名：オモン 3 コンバインドサイクル発電所建設事業 (I)
(O Mon III Combined Cycle Power Plant Construction Project (I))
- (4) 事業の要約：本事業はベトナム南部メコンデルタ地域にガスコンバインドサイクル発電所を新設するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における電力セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナムは近年、年平均 8%前後の高い GDP 成長率を記録し、これに伴い、最大電力需要は 2010 年の 17,165MW から、2024 年には 49,533MW と約 2.8 倍に大幅に伸長した。一方で、近年、電力需給ひっ迫の可能性が毎年示唆され、2023 年には、少雨の影響から水力発電所の出力低下や、石炭火力発電所の不具合なども重なり、工業団地や都市部において、計画停電が実施される等、当国の社会・経済活動に負の影響を与えている。

今後も 2030 年まで実質 GDP 平均率は年 7%と予測されており、経済成長に必要な電力が供給できるよう「第 8 次国家電力マスタープラン」(以下、「PDP8」という)では、2030 年の発電設備容量の目標値を 154,890MW と定めている。2022 年時点で、発電設備容量は 87,040MW の為、急速な設備容量の増設が求められている。加えて、当国は、2050 年のカーボンニュートラル達成を見据えた、エネルギートランジションを推進しており、2021 年時点で設備容量の 33%を占める石炭火力への依存からの脱却が必要となる。一方で、再生可能エネルギーの導入はグリッド整備及び調整力の確保に課題が残り、大量導入・安定供給には時間を要する見込みである。

こうした背景から、本事業を含むガス火力は、石炭火力から再生可能エネルギーへの現実的かつ段階的な移行を支えるトランジションエネルギーとしての役割を期待されており、PDP8 においても、2030 年には設備容量のうち 24%をガス火力とする見込みである(2021 年時点では 10%)

オモン 3 コンバインドサイクル発電所建設事業(以下「本事業」)は PDP8 の実施計画内でも明確に言及されており、エネルギートランジションに資する、当国の重要な電力計画の一つとして位置づけられている。

- (2) 電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針(2017 年)においては、「成長と競

争力強化」が、重点分野の一つに掲げられており、経済成長に伴い増大する経済インフラ需要に対応するため、エネルギーの安定供給を支えるという点で、本事業は同方針と合致する。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020 年）においても、エネルギーの安定供給や効率化を支援するとしている。

以上より、本事業は我が国、JICA の協力重点分野とも合致しており、またベトナムの課題及びベトナム政府の開発計画にも合致する所から、JICA が本事業の実施を支援する必要性・妥当性は高い。

（3）本事業を実施する意義

本事業は、当国における石炭火力から再生可能エネルギーへの現実的かつ段階的な移行を支えるトランジションエネルギーとして期待されるガス火力発電所の建設を支援することで、当国における電力安定供給およびエネルギートランジションに資するものであり、実施意義は高い。また、当国の開発計画並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致しており、SDGs ゴール 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に寄与すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

本事業はベトナム南部メコンデルタ地域にガスコンバインドサイクル発電所を新設することにより、南部の電力供給能力向上を図り、もって同地域の経済成長促進及び国際競争力強化に寄与するもの。

②事業内容

- 1) コンバインドサイクル発電所（ガスタービン 2 基、蒸気タービン 1 基（1050MW±10%））建設（土木工事、資機材調達・据付等）（国際競争入札）
- 2) コンサルティング・サービス（入札補助、施工監理等）（ショートリスト方式）

（2）事業実施体制

- ① 事業実施機関：ベトナム石油・ガス公社（Petrovietnam：以下「PVN」）
- ② 所管官庁：国家資本管理委員会（Commission for the Management of State Capital at Enterprises：以下「CMSC」）
- ③ 運営・維持管理体制：PVN を予定（本業務及び再審査にて確認）

（3）安全対策：本業務において、事業実施に際し予見される脅威とこれへの対策検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（4）環境社会配慮力カテゴリ分類：■A □B □C □F

（5）横断事項：本業務で詳細を確認。

（6）ジェンダー分類：【確認中】■GI □GI(P) □GI(S) □ジェンダー対象外

<活動内容/分類理由>本業務にて、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案

を策定・確認するため。

- (7) その他特記事項：本事業は 2012 年に協力準備調査並びに審査を実施。2013 年に交換公文が締結されている。

4. 事業効果

(本業務において確認。以下は出力変更を考慮しつつ 2012 年審査時を参考。)

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

指標名	目標値 (2032 年) [基準値ゼロ]	指標名	目標値 (2032 年) [基準値ゼロ]
最大出力 (MW)	1050±10%	所内率 (%)	3 以下
稼働率 (%)	89	発電端熱効率 (%)	57.5

2) 内部収益率以下の前提に基づき、本事業の財務的内部収益率 (FIRR) は 7.7%となる。

費用：事業費、運営・維持管理費

便益：売電収入

プロジェクトライフ：25 年

(2) 定性的効果：安定的な電力供給、地域住民の生活向上エネルギーtransitionへの貢献、及び同地域の経済成長の促進。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「ムアンカラ火力発電所ガス化事業」(評価年度 2014 年)の事後評価結果等では、発電所の燃料となる天然ガスの供給遅延により、事業の実施遅延が発生した。原因としては、供給用のパイプラインの敷設に関する許可が下りなかったこと、代替のガス供給元の圧力不足への対応のために、コンプレッサー設置など追加対応が生じたことなどが挙げられている。こうした事象から、①起こりうるリスクを十分に分析し、②分析結果を前広に中央政府に伝え、③リスクが顕在化した際の代替案を検討し、必要な省庁横断的調整を中央政府主導で行うように働きかけておくことなどが、教訓として挙げられている。本事業についても、事業実施に必要な承認の遅延などを防ぐためにも、中央政府および実施機関に対し、本業務に関する情報の適切な共有を行うことが必要となる。

また、関連事業である、ベトナム「オモン火力発電所メコンデルタ送変電網建設事業」(評価年度 2018 年)の事後評価結果等及び「オモン火力発電所 2 号機建設事業」(評価年度 2018 年)の事後評価結果等においても、ガス田及びパイプライン開発事業が、主要開発メンバーであった企業のコンソーシアムからの撤退などから、大幅な遅延をきたし、事後評価時点(2018 年)、そして現時点においてもガス供給が実現していない。両事業は発電開始以来、当初計画のガス炊きではなく、油炊きのみの発電となっている。そのため、電力系統上の位置付けとして、電力不足の際のスタンバイとしての発電の運用を行っている。この事象から、発電事業計画時に新規ガス田開発事業からのガス供給を想定している場合、ガス供給確保に大幅な遅延リスクが生じることは念頭に置いておく必要があるとの教訓が挙げられている。加えて、F/S 段階で代替シナリオ(他ガス田からの融通や LNG 輸入等)もいくつか用意しておくなど慎重な検討を要することが示唆されている。本業務では、ガス田側のガス供給計画を慎重に確認し、発電所へのガス供給時期を精緻に把握することが必要である。加えて、最新の事業計画(F/S)において、十分な代替案の検討がなされていることも確認が必要となる。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：火力発電施設計画のFS調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ベトナム国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

第2章特記仕様書（案）を参照

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 23.00 人月

2) 渡航回数を目途 全 30 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ・ 環境社会配慮関連調査

(4) 配付資料／公開資料等

下記はいずれも公開資料となります。

- [円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）](#)
- [円借款事業に係る標準入札書類](#)
- [国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）](#)
- [JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き](#)
- [JICA 安全標準仕様書](#)
- [ベトナム国 オモン3 コンバインドサイクル発電所建設事業準備調査最終報告書](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※CP との間では英語可ですが、技術的な事項についてはベトナム語での補足が必要となる可能性があり、ローカルコンサルタントを備上する場合は同コンサルタントにて対応する想定で考えています。

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

101,534,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません。（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（20,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮 関連調査	第2章第4条 (6)	<u>20,000,000円</u>		再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)